

大網白里市監査委員告示第2号

平成26年7月30日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出のあった大網白里市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議に至らなかったため、請求人への通知内容を別添のとおり公表します。

平成26年9月10日

大網白里市監査委員 安藤 正義

大網白里市監査委員 加藤岡 美佐子

第1 請求の受付

1 請求人（略）

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成26年7月30日である。

3 請求の内容（原文）

大網白里市職員措置請求書

1 請求の要旨

金坂市長は、先の職員措置請求^{*1}に対する監査委員の勧告^{*2}に従って、自分自身、古山副市長、及び小高教育長に対して、「同等程度のマキ及びソテツを植栽」するように求めた^{*3}。これは、そもそも不適切な判断に基づいて、伐採する必然性のないマキやソテツを伐採処分したことにより、公有財産を、不当に、虧損したとして、この虧損分を回復するための措置のはずであった。

然るに、伐採された、特に、マキの市場価値は、伐採直前のサイズ^{*4}、並びに、寄贈当時及び伐採直前の写真^{*5}等に基づく、専門家の見積もり^{*6}によれば、150万円から350万円はあるところ、「市場価値、生育状況等総合的観点から同等程度」^{*3}として、実際に植栽されたマキの木は、サイズは伐採された木のほぼ半分^{*7}、生育状況は、「枝芯」^{*8}と呼ばれる状態であり、植木としては市場価値がほとんどない、致命的な欠陥のある木である。しかも、ある住民から無償で提供を受けたとも言われており、実際、教育財産の管理担当課である生涯学習課ですら、領収書等を確認して、その市場価値を把握すらしていない^{*9}。

また、「総合的観点」^{*3}と言いながら、市場価値、及び生育状況以外の具体的な要素を挙げて、「同等程度」であることを、明確に、示すことができない^{*9}。

如上から、植栽されたマキの木は、伐採されたマキの木と「同等」^{*2}、あるいは「同等程度」^{*3}ではないことは、明らかであり、虧損された公有財産が、回復されたとは、言い難い。

そもそも、金坂市長は、首長として、「財産を取得し、管理し、及び処分する」権限を有しており（地方自治法第149条第6号）、特に、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を虧損しないよう、「財産」の価値の維持、保全、または実現を直接の目的とする運用としての「管理」が、適切に行われるべく、内部統制する包括的かつ最終的な責務が、課されており、このために、「総合調整権」（地方自治法第238条の2第1項）が、付与されている。

然るに、先の「勧告」に従って「求める」措置は、確かに、執行したが、結果的に、虧損された公有財産は、今なお、回復されていない。財産の「処分」に瑕

痾があっただけでなく、それを回復すべき「取得」についても総括執行責任者としての責務を全うできなかったこと、而も、「連帯して措置を講ずるよう求め」*³られた当事者の一人であったこと等は、誠に、遺憾である。

また、教育委員会は、公有財産の内、教育財産の「管理」に関する権限を委任されている（地教行法第23条第1項第2号）ところ、小高教育長の裁量権の逸脱濫用を看過し、教育財産の不当な虧損を許してしまったことを反省することもなく、今回の植栽に関しても、当該教育財産の財産的価値を事前に検証すべき作為義務を怠ったことも、甚だ、遺憾である。

- 1 平成25年10月31日提出、同年11月12日付け受理（添付書類①）
- 2 平成25年12月18日付け「大網白里市職員措置請求監査結果報告書」13頁（添付書類②）
- 3 平成26年1月17日付け総第2549号「住民監査請求に係る勧告に対する措置について」（添付書類③）
- 4 樹高8.0m φ400「執行伺い（大網白里市中央公民館大規模改修工事 大網白里市大網121番地1）」別添資料（配置図）の記載（添付書類④）
- 5 昭和61年発行『大網白里町史』グラビア写真、及び伐採直前に工事業者が撮影した写真（添付書類⑤、⑥）
- 6 作成者（略）見積書（添付書類⑦）
- 7 朝日新聞2014年3月30日記事「植樹のマキ、伐採木の半分」（添付書類⑧）
- 8 植栽当日（平成26年3月29日）撮影の写真（添付書類⑨）
- 9 平成26年市議会第2回定例会一般質問粗原稿（添付書類⑩）

以上のことから、大網白里市長に対し、次の措置を取ることを請求する。

- a) 大網白里市長は、監査委員の勧告、及び大網白里市長が求めた措置等で示された通り、「伐採処分したマキの木と、市場価値、及び生育状態において、同等のもの」を植栽すること。
- b) あるいは、既に、植栽されたマキの木と伐採されたマキの木との財産価値の差額（概ね350万円）を賠償すること。
- c) また、教育委員会の不作為の原因を明確にし、然るべき対策を講じること。
- d) なお、差額を賠償する場合には、これに対する平成26年4月1日から支払い済みに至まで年5分の割合による遅延損害金を支払うこと。

2 請求者（略）

住所
職業
氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書（添付書類）を添え、必要な措置を請求します。

平成26年7月30日

大網白里市監査委員 様

添付書類

前頁脚注参照（①～⑩）

4 請求の要件審査

本件請求について、要件審査を行ったところ、地方自治法第242条所定の要件を備えているものと認められることから、平成26年8月7日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

大網白里市職員措置請求書及び陳述書に記載されている事項並びに事実証明書類から、勧告に基づき新たに植栽されたマキの木は、市場価値がほとんどない「枝芯」と呼ばれる致命的な欠陥があり、虧損された公有財産は回復されていないとの主張について、公有財産が回復されたか否かを監査対象とした。

2 監査対象課等

教育委員会、財政課

3 証拠書類の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年8月19日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

平成26年8月19日

大網白里市監査委員 様

氏名（略）

職員措置請求に係る陳述内容

本日は、追加証拠書類の提出と陳述の機会をご提供頂き、ありがとうございます。証拠書類は、別途お渡しした通りですが、証拠というよりも、マキの木が千葉県において産業振興等の観点からどのように位置づけられているのか、

また、その市場価値はどのような要素で評価されているのか等に関する資料として提出させて頂きました。後ほど、こちらに付いても簡単に説明させて頂きたいと思います。

さて、昨年、同じような職員措置請求をさせて頂いた結果、監査委員様が、大変理解のある歴史的ともいふべき素晴らしい監査結果報告書をまとめて頂き、その中で、金坂市長に対する極めて妥当な勧告をして頂いたことに、先ずもって深く敬意を払い、感謝申し上げたいと思います。

然るに、今般、また同様の措置請求を提出せざるを得ないことになったことは、誠に残念だと思っております。金坂市長は、監査委員から「求めるように勧告されたから形式的に求めただけ」であり、自分も求められる側の当事者のひとりであるにも拘らず「その結果に関しては関知しない」と言わんばかりの態度だとしか思えないことが、再度の措置請求を決意させました。

このような市長の振る舞いは、監査委員を軽視しているだけではなく、私も住民を蔑ろにしているというべき態度であり、「住民の福祉の向上」に努めるべき地方自治体の首長として到底許されるものではありません。今更、こんな首長を住民が選出してしまったことを悔いても始まりませんが、然るべき責任ある対応をきちんとして頂きたくて、今回、監査委員のお手を再び煩わせることとなった訳で、誠に不本意なことであります。

本来であれば、住民訴訟を提起して裁判所に判断を委ねるべきだったのかもしれませんが、市長が、「求めよ」という勧告には従って、実際に「求めたではないか」と誠にもって不誠実な開き直りをすることも危惧されたので、行政訴訟に詳しい弁護士のアドバイスも踏まえて、その選択肢は取らずに改めて措置請求をすることとしたものです。

さて、監査委員様は、前回の監査結果報告書の「判断」の中で既に「地方財政法第8条（財産の管理及び運用）の規定に定めのある常に良好な状態に管理し、所有の目的に応じて最も効率的に運用することを怠ったものと判断する」と書いていらっしゃるようですが、市長はここから何も学ぶところがなく、同じような「怠る事実」を破廉恥にも重ねてしまったということで、甚だ遺憾なことです。

また、教育委員会のあり方も何も変わっていないことは、本年2月末で、ひとりの教育委員が任期満了を待たずに辞任されたことに象徴されています。表向きは「一身上の都合」が理由ですが、実際には、「任期中ずっと教育委員会のあり方に対して疑問を呈し、改善を求めて来たにも拘らず、一向に変わらないことに業を煮やした」ということが本当の理由だとお聞きしています。この方は、本来であれば次期委員長になるはずでしたが、とてもこのような状態で責任あるポストには付けられないということでもあったのでしょうか。

来年度から、教育委員会制度が大きく変わり、首長の権限が拡大強化される

ことを考えれば、現在の市長のような振る舞いが許されるとなれば、本市の教育行政に対する悪影響は計り知れないものがあると強く危惧せざるを得ません。教育委員会の不作為に関する説明責任と対策を求めた所似であります。

さて、本日、追加提出させて頂いた資料についても若干ご説明させていただきます。

まず、最初の新聞切り抜き記事は、マキの木の輸出が10年程前から急増しており、2012年には約1000本も輸出されたということを紹介しています。また、輸出価格は樹齢30年で1本30万～50万円、一級品は1本1000万円以上ということも紹介されています。千葉県としてマキを輸出農産物として積極的に育てて行こうとしていることが分かります。因に、この記事は、当該マキの木が伐採される前の記事であります。

次の資料は、まさに千葉県自体の広報誌に掲載されたもので、内容は前の資料とほぼ同様ですが、県として、伝統的な造形技術を保存継承するために「千葉県植木伝統樹芸士」を認定しているということも書かれています。マキの木の伐採の可否についてはこのような専門家の意見も聞くべきだったのではないかと思います。彼らは造形技術の専門家ではありますが、マキの木の生態にも当然詳しくなければならぬはずで、あるいは、各地の貴重木から街路樹などの身近な樹木を保護する専門技術者である樹木医や、樹木の生理・生態や街路樹に関する専門知識と、伝統的な職人芸とも言える技能を併せ持ったスペシャリストである街路樹剪定士といった専門家に相談することもできたはずで、

次の資料は、マキの輸出額が7年で10倍に急増したことや、千葉県は販売促進のために「県公認のブランド品」として「県植木銘木100選」を指定していることが紹介されています。マキの木が単なる庭木ではないことを自治体の責任ある立場の者たちはきちんと認識すべきだったのではないかと思います。

次の資料は、千葉県が主催し公益財団法人フォーリン・プレスセンターが企画協力した外国メディア向けのプレスツアーの案内です。印象的なのは、造形樹を「生きている木を相手に作り上げる、彫刻にも似た芸術」であり、さらに「世代を超えて受け継がれて行く文化」と位置づけていることです。今回は教育長も当事者のひとりであった訳ですから、このような観点から何故適切な文化的判断ができなかったのかが悔やまれます。

また、この資料では、千葉県が、輸出のための様々なノウハウを事業者に広め、商品性をより高めることで、地域のブランド強化に繋げて行く方針であることや、少子高齢化の日本では、第一次産業の担い手が慢性的に不足し、後継者不足も問題になっているところ、近年の輸出増加により、業界全体が活性化し、後継者として伝統的技術を受け継ぐ若者も出てきていることなどが紹介されています。古山副市長は産業振興課長や企画政策課長を歴任したはずであり、

どうしてこのような観点から適切な判断ができなかったのか不思議です。

最後の資料は、マキの木の実際の取引価格は必ずしも一般に公表されていないところ、たまたま、インターネット上で34本のマキの木のサイズと合わせて価格を公表している業者があったので、それを元に作った資料です。やはり、良い木は品薄なのか4mを超えるようなものではありません。しかし、最も高価なものは300万円を超えています。

限られたサンプルではありますが、データから分かるのは、マキの木のサイズ（高さ×幅×奥行き）と価格の間には明らかな相関関係が認められるということ。但し、高さに対して幅（正面から見た場合の横幅）が相対的に大きい方が価格は高くなるようであることです。

要するに、生育状況が枝芯などのような致命的な欠陥がなく良好で植木としての市場価値が認められる場合には、価格は基本的にサイズに正比例するが、造形樹は「彫刻にも似た芸術」であることから、樹形が特別な付加価値を与える場合があるということだと思います。このことから、「代替物」と称して植栽されたマキの木が伐採されたマキと「同等」とは決して言えないということです。

【追加証拠書類（参考資料）】

1. 「職人技武器に植木輸出」（日経新聞 2013/6/20）
2. 「県の木『マキ』が海外へ」（ちば県民だより 2014/6/5）
3. 「マキ輸出ぐんぐん 7年で額10倍に 中国向け9割」（朝日 2014/6/11）
4. 千葉県プレスツアー「植木職人、伝統の技で世界市場へ」（2013/10/29 実施）
5. インターネット上でのマキの販売価格（税込）例（2014/8/18 閲覧）
植木ナビ（<http://nakajima.or.shopserve.jp>）

4 証拠書類の確認

添付書類①から③及び⑦は監査委員事務局にて確認を行った。

その他の添付書類④から⑥及び⑧から⑩については、監査対象課等に対し、平成26年8月7日付けで8月15日までに確認を求めた。

①から③ 原本と相違ない。

④から⑥ 原本と相違ない。

⑦ 同社代表取締役が作成した書類に相違ない。

⑧及び⑨ 不知。

⑩ 教育長、生涯学習課長及び財政課長の発言部分については、誤字及び脱字を除き、内容に相違ない。

5 関係人調査

(1) 平成26年8月19日に地方自治法第199条第8項の規定に基づき、監査対象課等に調査した結果、その内容は以下のとおりである。

- ① 請求書中「総合的観点」と言いながら、市場価値、及び生育状況以外の具体的な要素を挙げて、「同等程度」であることを、明確に、示すことができない。」と記載があり、このことから、「勧告」に従って「求める」措置は、確かに、執行したが、結果的に、虧損された公有財産は、今なお、回復されていない。財産の「処分」に瑕疵があっただけではなく、それを回復すべき「取得」についても総括執行責任者としての責務を全うできなかったこと、而も、「連帯して措置を講じるよう求め」られた当事者の一人であったこと等は、誠に、遺憾である。」について

新たに植栽したマキは、樹形、葉の色及び中央公民館の景観から判断したなかで、伐採前の樹木と同等程度以上と判断しております。従いまして、勧告の目的は達成され、公有財産は回復されていると考えております。

また、今回植栽されたマキについては、勧告に基づく代替物として植栽されたものでありますが、市といたしましては、代替物が植栽されたことを受けまして、中央公民館の土地（3063㎡）に付合する定着物とみなし、取得いたしました。

また、受け入れ手続きについては、教育長、副市長を経て最終的に、市長が決裁を行い、移植後には履行確認の検査を行っております。

このたびの教育財産の取得の処理は、市長の財産管理権限の一環のなかで、財産の総括執行責任者として、また長の総合調整権に基づき市長の責務を適正に全うしたものであります。

- ② 請求書中「教育財産の担当課である生涯学習課ですら、領収書等を確認して、その市場価格を把握すらしていない。」と記載があり、このことから、「教育委員会は、公有財産の内、教育財産の「管理」に関する権限を委任されている（地教行法第23条第1項第2号）のところ、小高教育長の裁量権の逸脱濫用を看過し、教育財産の不当な虧損を許してしまったことを反省することもなく、今回の植栽に関しても、当該教育財産の財産的価値を事前に検証すべき作為義務を怠ったことも、甚だ、遺憾である。」について

ア 監査委員の勧告では、植栽する樹木をどういう方法で調達するか、つまり有償か無償かの指示は含まれておりません。従いまして、市といたしましては、有償か無償かの確認をする必要はないものとの考えから、領収書の確認を行っ

ておりません。

イ 教育財産の不当な虧損を許してしまったという点につきましてですが、従前のマキは、「移植すると枯れてしまうので移植は無理」との造園業者の見解から、移植費用が無駄になってしまうなど費用対効果の観点を重視した結果として移植することを断念いたしました。

ウ 事前の検証という点ですが、植栽されたマキは、植栽前に事前確認を行った結果、樹形、葉の色及び中央公民館の景観から判断した結果、伐採前の樹木と同等程度と判断し、教育長、副市長を経て総括責任者である市長の決裁をとり、代替物として妥当なものかという判断をしており、事前の検証という点での処理は適正に行っております。

このように、勧告に基づく措置であることから、通常の教育財産の取得とは異なる処理をしたものでありますが、財産管理上の手続きは適正に行われており、作為義務を怠っているという事実は全くございません。

③ 請求書中「伐採されたマキの市場価値は、専門家の見積もりによれば、150万円から350万円はある」について

150万円から350万円という価格の見積もりが示されていることについてですが、この見積額の但し書きとして、「造形樹につき、枝振りや枝張り、幹の樹齢等あらゆる観点から査定するので、値幅のある見積もりである」としております。

ここに書かれているように、造形樹は、実際の樹木を鑑定しなければ査定できないものであります。

しかしながら、この見積りの時点は、本年の6月19日であり、従前のマキは現存しておりません。従いまして、実際の木の状態を詳細に考慮して評価したものではないものと考えられます。

中央公民館大規模改修工事に係る設計図書を作成する際、マキの木の移植費用を算出するため、設計事務所が造園業者にマキの木の確認を依頼しております。造園業者によると、近くへ移植する場合で10万円から15万円がかかり、別敷地に移植するとなるとさらに運搬費が必要になるとのことでした。また、伐採したマキの木は、「老木であること、上段の枝枯れが多数あること、幹の半分が腐っていること、腐りが上段まで達し枝枯れしている等により移植しても枯れてしまうので移植は無理」との見解でした。

市といたしましては、これらの見解をもとに、公民館の大規模改修工事に支障となるマキについて、移植したとしても枯れる可能性が大きいと判断し、伐採することといたしました。

④ 請求書中「植栽されたマキは、サイズは伐採された木の半分、植木としては市場価値がほとんどない」について

新たに植栽したマキは、樹形、葉の色などから同等以上であるものと判断いたしました。

また、移植する前に造園業者に見てもらい、「枝振り、葉の艶も良く、木の状態は良い。価値については比較するまでもなく、植栽したマキの方が良い状態であり、同等以上の価値がある」との見解を確認しました。

また、芯が通っていない点については、「芯が通っている方が良いが、芯が通っていないからと言って価値がないということではない。芯が通っていても、同等以上の価値はある」という評価を受けております。

したがって、樹形、樹勢を含め、生育状況は良好な樹木であり、市場価値がほとんどないことは無いと考えます。

⑤ 請求書中「市場価値を把握すらしていない」について

新たに植栽したマキは、樹形、葉の色などから同等以上であるものと判断いたしました。

また、移植する前に造園業者に見てもらい、「枝振り、葉の艶も良く、木の状態は良い。価値については比較するまでもなく、植栽したマキの方が良い状態であり、同等以上の価値がある」との見解を確認しました。

監査委員の勧告では、植栽する樹木をどういう方法で調達するか、つまり有償か無償かの指示は含まれておりません。従いまして、市といたしましては、有償か無償かの確認をする必要はないものと考え、領収書の確認を行っておりません。

⑥ 請求書中「総合的観点といたしながら、市場価値、及び生育状況以外の具体的な要素を挙げて、「同等程度」であることを、明確に、示すことができない。」について

従前のマキは、「老木であること、上段の枝枯れが多数あること、幹の半分が腐っていること、腐りが上段まで達し枝枯れしている等により移植しても枯れてしまうので移植は無理」との見解から、移植をすると枯れてしまう可能性が大きいマキについては、移植費用が無駄になってしまうなど費用対効果の観点を重視した結果として移植することを断念いたしました。

また、移植する前に造園業者に見てもらい、「枝振り、葉の艶も良く、木の状態は良い。価値については比較するまでもなく、植栽したマキの方が良い状態であり、同等以上の価値がある」との見解を確認しました。

したがって、樹形、葉の色及び中央公民館の景観から判断したなかで、伐採前の樹木と同等程度以上と判断しております。

⑦ 請求書中「虧損された公有財産は、今なお、回復されていない」について

新たに植栽されたマキは、樹形、葉の色及び中央公民館の景観から判断し、伐採前の樹木と同等程度以上と判断しております。従いまして、勧告の目的は達成されていると考えており、公有財産は回復されていると考えております。

⑧ 請求書中「公有財産を回復すべき「取得」についても総括執行責任者としての職務を全うできなかったこと」について

地方自治法第149条第6項によりますと、「普通地方公共団体の長は、財産を取得し、管理し、及び処分すること」とされています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条によりますと「教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。」とされており、教育財産の管理については、大網白里市教育委員会行政組織規則第9条により、教育長に委任されています。

今回植栽されたマキについては、勧告に基づく代替物として植栽されたものであり、財産の取得である購入や寄付と異なるものであり、異なる処理をすべきものとして取り扱いをいたしました。具体的には、12月18日に監査委員から勧告を受けまして、市長から、1月17日付けで、勧告に基づく措置を講じるよう3名に通知しており、3名は、この通知に基づき、代替物を植栽する行為を行っております。

また、受け入れ手続きについては、教育長、副市長を経て最終的に、市長が決裁を行い、移植後には履行確認の検査を行っております。この処理は、勧告に基づく措置として、市長が地方自治法第149条に基づき、教育財産を取得したものであります。

取得にあたっての判断といたしましては、植栽されたマキは、中央公民館の外観に調和しており、樹形、葉の色及び中央公民館の景観から判断し、伐採前の樹木と同等程度以上との判断のもと、受け入れを可とし、取得したものです。

このように、勧告に基づき、行政財産を回復するための措置としての手続きを的確に行っております。これら財産の取得の一連の処理は、市長の財産管理権限の一環のなかで、財産の総括執行責任者として、また長の総合調整権に基づき市長の責務を適正に全うしたものであります。

⑨ 請求書中「今回の植栽に関しても、当該教育財産の財産的価値を事前に検証すべき作為義務を怠った」について

通常、教育財産の取得にあたっては、教育委員会が教育委員会の会議の議決事項として議決したうえで、市長に対して申し出を行うこととされておりますが、このたび植栽されたマキについては、購入や寄付とは異なるものであり、教育委員会が市長に対して申し出をして取得した財産ではありません。監査委員から勧告が出され、この勧告に基づき、代替物として、自主的に自らの意思で教育財産の土地に植栽したものであります。その後、市は、代替物が植栽されたことを受けまして、中央公民館の土地（3063㎡）に付合する定着物とみなし、取得したものであり、現在は、教育委員会において教育財産の一部として適正に管理をしているところです。

このように、勧告に基づく措置であることから、通常のエ教育財産の取得とは異なる処理したものでありますが、財産管理上の手続きは適正に行われており、作為義務を怠っているという事実は全くございません。

⑩ その他主張する事項

今回の勧告に従い同等程度のマキを植栽し、中央公民館の建物との調和を回復し、公共施設としての良好な景観が形成されていることに加えまして、建物周囲に緑が配置されていることで、利用者に心地よい安らぎを提供できていると認識しております。

なお、従前のマキのサイズでございますが、樹高が8mとされておりますが、写真、建物の立面図から大きさを判断いたしますと、樹高約6mと推測されます。

(2) 平成26年8月22日付け総第1226号で、市長より以下のとおり追加資料の提出があった。

- ① 設計打合せ（記録）簿
- ② 中央公民館全景写真 伐採直前に工事業者撮影（伐採したマキ 樹高・幅）
- ③ 中央公民館立面図
- ④ 中央公民館平面図（伐採したマキの位置、撮影方向）
- ⑤ 中央公民館平面図（植栽したマキの位置、撮影方向）
- ⑥ マキの写真（伐採したマキ・植栽したマキ）
- ⑦ マキの写真（伐採したマキ）

(3) 平成26年8月25日付け監第175号で大網白里市職員措置請求書添付書類
④執行伺い（大網白里市中央公民館大規模改修工事 大網白里市大網121番地

1) 別添資料(配置図)に「まき8.0m φ400」と記載があるが、測定方法、測定器具類、測定時の状況を含め、算出根拠の確認できる資料等の提出を教育委員会へ求め、平成26年8月29日付け教生第1048号で以下のとおり回答があった。

大網白里市職員措置請求書添付書類④の設計図面作成者に確認したところ、「中央公民館大規模改修工事の設計を行う時、当該マキについて移植か伐採か検討課題であった。市において地元の造園業者に見てもらい、設計事務所はA造園に見てもらった。両造園業者の見解は、移植すると枯れるという評価から市で伐採処分する判断を行った。伐採処分する樹木なので実測を行わなかった。目測で直径30cmから40cm、樹高が7mから8mぐらいと見て、それぞれ40cm以上はない、8m以上はないという判断から、設計図書に「まき8.0m φ400」と記載を行った。」と回答があった。

- (4) 平成26年8月25日に地方自治法第199条第8項の規定に基づき平成23年度及び平成24年度に市有地管理及び庁舎敷地内樹木管理業務の受託業者(伐採されたマキの木の管理を受託していた業者)に対し関係人調査を行った結果、見解は以下のとおりである。

伐採されたマキの木の当時の状態は、腐り、傷みや枝枯れがあったことは事実。ただ、移植して枯れる確率は10%から15%、生きる確率は10年から15年はあったと思う。

マキを伐採した際、どの部分がどの程度傷んでいたのかなど、詳細な記録がなかったことについては、公民館の耐震工事が主であるため伐採木の詳細な記録がないことは理解できる。

伐採する際に、樹木医の診断があれば説明根拠が明確になったと考える。

伐採されたマキの樹高は8mではなく、幹の直径はあっても30数cm位だと思ふ。

「枝芯」のマキの木は、いいものとは言えない。

伐採されたマキの木の見積もり価格が最大350万円あることについて、価値は社会的ニーズや主観で大きく変動する。マキの木の人気が高かった時、景気がよかった時であれば、海外向けの価格としてはその金額はありえなくもないが、それでも高すぎると思う。ブームの時で100万円位かと思う。

植栽されたマキは造形として今一つである。

- (5) 平成26年8月28日に地方自治法第199条第8項の規定に基づき見積書(添付書類⑦)の作成者に対し関係人調査を行った結果、見解は以下のとおりである。

見積書の作成経緯について、私が金額及び日付けのみ手書きで記入した。金額は、写真、第三者から聞いた木の状況及び設計書上のサイズを基にし、現物は見ていないが何千本も扱ってきた経験から判断した。重要なのは高さより木のバランスであり、木の高さが1m低くなっても見積書の金額に変動はなく、逆に高くなる場合もある。

(6) 以上の他、本件に直接の関係はないが他の造園業者からの見解は以下のとおりである。

伐採されたマキの木について、樹高を幹の直径から推測すると、高くても7m20cmくらいであり、8mの高さまではないと思われる。また、伐採する際に樹木医の診断を求めるべきであった。「枝芯」のマキの木は、単独で見た場合は価値が劣る。ただし、庭造りの際、全体のバランスを見て「枝芯」のマキの方が良ければ使う場合もある。マキの木を海外（中国）へ輸出するのであれば、幹回りの太い方がよい。

6 請求人の陳述内容の確認

平成26年8月19日付けで、住民監査請求に係る新たな証拠及び陳述書の提出があり、関係人に8月22日までに陳述書に対する見解を求めたところ以下のとおりである。なお、平成26年8月22日付け教生第1002号で教育委員会より8月23日に回答する旨の申し出があり、これを了承した。

(1) 市長部局

① 陳述書中「先ず、最初の ～ 不思議です。」について

請求人は、新聞切り抜き記事や千葉県広報紙などをもとに、千葉県が「植木伝統樹芸士」の認定や「県植木銘木100選」により、マキの木の中国等海外への輸出を支援し、植木業界の振興を図っていることやマキの木についての文化や伝統についても言及しているが、これらは県の施策や植木業界における問題であり、中央公民館の土地の定着物として植栽された本件マキの木の処分や取得に直接関係があるとは考えられない。

また、これらの記事中におけるマキの木の価格は、中国等海外への輸出を前提とした流通価格であり、本件マキの木に直接関係するとは考えられない。

② 陳述書中「やはり、～ 超えています。」について

請求人は、4mを超えるようなものがない理由を「よい木は品薄なのか」とし

ているが、請求人陳述書の添付資料にはそのような記述はなく、誤解を招く表現であると考える。

また、「最も高価なものは300万円を超えている」ことは事実であるが、請求人陳述書の添付資料の中でもこれは異常値として位置づけられており、ほとんどの木は50万円を下回っている。

③ 陳述書中「限られた ～ あることです。」について

請求人陳述書の添付資料によると、マキの木の価格については、高さ・幅・奥行きという3つの要素が関わっているとされている。しかしながら、平成26年7月30日付け提出の大網白里市職員措置請求書に添付されている資料（⑦見積書）では、高さ及び幹直径という2つの要素を基準として価格が算定されており、両者の整合性が図られていないことから、見積書の価格には信頼性に疑問があると考える。

④ 陳述書中「要するに、～ という事です。」について

請求人は、「生育状況が枝芯などのような致命的な欠陥がなく良好で植木としての市場価値が認められる場合には、」と記載しているが、請求人は、枝芯を致命的な欠陥とする根拠を明確に説明していない。

また、請求人は「価格は基本的にサイズに正比例するが、造形樹は「彫刻にも似た芸術」であることから、樹形が特別な付加価値を与える場合がある」ことを理由に、「植栽されたマキの木が伐採されたマキと「同等」とは決して言えない」としているが、請求人陳述書の中には植栽されたマキの木と伐採されたマキの木のサイズ（高さ×幅×奥行き）や樹形についての具体的な記述がなく、請求人が主張する「植栽されたマキの木が伐採されたマキと「同等」とは決して言えない」とする理由は明らかにされていないものと考える。

(2) 教育委員会部局

植栽されたマキは、中央公民館の外観に調和しており、樹形、葉の色及び中央公民館の景観から判断し、伐採前の樹木と同等程度のものとして教育委員会で引き継ぎを受け管理を行っております。

第3 監査の結果

1 判断

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定については、地方自治法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件監査請求については、審議の結果、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことはできなかった。

なお、参考までに監査委員の判断内容を以下に付記する。

(1) 請求に理由があるとする見解（代表監査委員安藤正義）

請求人は、伐採されたマキの木の代替えとして植栽されたマキの木について、サイズは伐採された木のほぼ半分、生育状況は「枝芯」と呼ばれる状態であり、植木としては市場価値がほとんどない、致命的な欠陥のある木であるとし、虧損された公有財産は、今なお、回復されていないと主張している。

これに対し執行部は、伐採したマキの木の樹高は約6.5m、幅は約3mであり、植栽したマキの木の樹高は約4.3m、幅は約4mであることから、半分ではないとしている。また、植栽したマキの木について、造園業者の意見として、「植栽したマキの木は、枝振り、葉の艶も良く、木の状態は良い。「枝芯」については、芯が通っていないからと言って価値がないということではない。芯が通っていないくとも、同等以上の価値はある。」と主張している。ただし、価値は明示していない。

複数の関係人調査を踏まえ、双方の主張に対して次のとおり整理する。

伐採されたマキの木の大きさについては、樹高は8mではなく、6.5mから7m程度、直径は40cmではなく、30数cmとの見解があった。したがって、請求人が主張する程の差はなかったと考える。

「枝芯」については、単体で評価した場合、芯の通ったものより価値が低くなるが、庭づくりをする際、全体のバランスの中で枝芯のマキの木を使う場合があるとの見解もあった。しかしながら、本件の場合、本市のシンボルツリーとしては、積極的に「枝芯」のマキの木を植栽する合理的な理由は見当たらないと考える。

寄贈を受けた記念樹であったマキの木の取扱方針を決定する上で、マキの木の生育状況や移植の是非などを客観的に証明するためにも、社会的ニーズなどに影響される造園業者ではなく、樹木医の診断を受けるべきだったとの見解があった。また、伐採されたマキの木の管理業務受託者は、移植によって枯れる確率は10%から15%という見解も示した。今回の請求に対する調査を実施したところ、改めて、伐採時及び植栽時における、執行部等の調査が不足していたと言わざるを得ない。

マキの木の価値については、大きさや生育状況だけではなく、造形美や社会的ニーズ、さらには、評価する者の主観にも影響されることから、価値判断に大きな幅が生じる。樹高に1m程度の差があったとしても、樹高より木のバランスが重要であり、樹高が低い方の評価が高い場合もあるとの見解を得た。このことから、すでに存在せず、詳細な記録もないマキの木と、現在のマキの木について、明確な市場価値を比較することは極めて困難であると考えられる。

以上のことから、伐採されたマキの木と植栽されたマキの木の価値について、容易に判断することはできず、請求人が主張する程の差異があるとは言いきれないが、同等であるとも言えないと考える。

したがって、本市のシンボルツリーであったこと、また、中央公民館の竣工記念として寄贈を受けた貴重な記念樹であったことを踏まえ、請求人の主張には相当の理由があるものと判断し、改めて代替えとなる同等程度のマキの木を植栽することを求める。

(2) 請求に理由がないとする見解（監査委員加藤岡美佐子）

請求人及び執行部の主張、伐採されたマキの木の大きさに対する考え、伐採時及び植栽時における執行部の調査に対する考え、マキの木の価値（伐採されたマキの木と植栽されたマキの木の比較）に対する考えについては、上記（1）と同様の見解である。

請求人は、植栽されたマキの木は市場価値がほとんどなく、虧損された公有財産は回復されていないと主張している。

確かに、伐採されたマキの木の写真と現在のマキの木を比較すれば、樹高に差異があることは視認できるが、複数の関係人調査を踏まえ、次のとおり整理する。

「枝芯」については、単体で評価した場合、芯の通ったものより価値が低くなるが、庭づくりをする際、全体のバランスの中で「枝芯」のマキの木を使う場合があるとの見解も示されている。植栽されたマキの木と中央公民館との調和という点で判断した場合、伐採されたマキの木と比較し、極端に見劣りするわけではない。したがって、執行部における「同等程度」という判断に対し、一定の理解があつてしかるべきと思われる。

マキの木の価値については、上記（1）のとおり、大きさや生育状況だけではなく、造形美や社会的ニーズ、さらには、評価する者の主観にも影響されることから、価値判断に大きな幅が生じる。樹高に1 m程度の差があつたとしても、樹高より木のバランスが重要であり、樹高が低い方の評価が高い場合もあるとの見解を得た。また、流通するものの価格は、仕入価格と販売価格のどちらで捉えるかによっても違ってくる。植木は何年もかけて形を整え、様々な視点から判断して評価するため、仕入価格と販売価格の差は、より大きくなるものと思われる。このことから、伐採され存在しないマキの木と、植栽された現在のマキの木について、明確な市場価値を示し比較することは極めて困難である。しかし、伐採されたマキの木の樹高、幹の太さ及び生育状況が不明瞭ではあるが、関係人調査によって示された見解からすれば、「同等」であるとは言えないものの、「価値がほとんどない」とも言い切れない。

以上のことから、市長及び教育委員会に対し、植栽されたマキの木が、新たな本市のシンボルツリーとして、末永く市民に愛着を持っていただけるよう育成し、また、改修により利便性が高まった中央公民館と共に管理していただくことを要望する。